観音寺市民間危険ブロック塀等撤去事業補助金交付要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、地震発生時における危険ブロック塀等の倒壊による事故を防止するとともに、道路等の緊急輸送路及び避難路としての機能並びに通学路等の安全性を確保するため、道路等に面した民間の危険ブロック塀等の撤去を行う所有者等に対し、予算の範囲内において観音寺市民間危険ブロック塀等撤去事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、観音寺市補助金等交付規則（平成18年観音寺市規則第１号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

　（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

　(１)　ブロック塀等　補強コンクリートブロック造又はコンクリートブロック造、れんが造、石造その他の組積造による塀。ただし、門柱、鉄筋コンクリート塀等を除く。

　(２)　道路等　次のいずれかに該当するものをいう。

　　ア　香川県地域防災計画において緊急輸送路として指定された道路

　　イ　建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路

　　ウ　観音寺市耐震改修促進計画に定める避難路

　　エ　学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第27条に規定する学校が定める学校指定通学路

　(３)　危険ブロック塀等　道路等に面したブロック塀等で、補強コンクリートブロック造による塀にあっては別表第１、それ以外の組積造による塀にあっては別表第２に規定する点検項目に従い点検した結果、該当する項目が１以上あり倒壊のおそれがあると判定されたものをいう。

　(４)　撤去工事　市内に営業所を有する事業者が、危険ブロック塀等の全部又は一部を取り除き処分し、当該危険ブロック塀等の危険性を排除し、又は安全性を向上させる工事をいう。

　（補助対象危険ブロック塀等）

第３条　補助の対象となる危険ブロック塀等（以下「補助対象危険ブロック塀等」という。）は、道路等に面し、ブロック塀等と道路の接地面からブロック塀等の頂部までの高さが120センチメートルを超えるものとする。

　（補助対象者）

第４条　補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

　(１)　補助対象危険ブロック塀等、補助対象危険ブロック塀等が設置されている土地又はその土地に存する建築物の所有者（自治会等の地縁団体を含む。以下「補助対象危険ブロック塀等の所有者等」という。）であって、当該補助対象危険ブロック塀等を撤去する者であること。

　(２)　市税を滞納していない者であること。

２　前項の規定にかかわらず、市長が補助対象危険ブロック塀等の撤去が必要であると認める場合は、市長が適当と認めた者を補助対象者とすることができる。

　（補助対象事業費、補助金の額等）

第５条　補助金の交付の対象となる経費は、補助対象危険ブロック塀等の所有者等が実施する撤去工事に要する経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下「補助対象事業費」という。）とする。ただし、基礎又は土留めを兼ねたブロック塀等の部分若しくは屋根、フェンス等の部分の撤去に要する経費は除く。

２　補助金の額は、補助対象事業費の額に３分の２を乗じて得た額又は１敷地当たり16万円のいずれか少ない額とする。

３　前項の規定により算出された補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

４　補助金の交付は、同一敷地につき１回限りとする。

　（補助金の交付の申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象危険ブロック塀等の撤去に関する請負契約の締結前かつ撤去工事の着手前に、観音寺市民間危険ブロック塀等撤去事業補助金交付申請書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

　(１)　付近見取図

　(２)　現況写真（全景、前面道路、劣化状況等が把握できるもの）

　(３)　塀の点検表（鉄筋有りの補強コンクリートブロック塀）（様式第２号）又は塀の点検表（鉄筋無しの組積造の塀）（様式第３号）

　(４)　撤去工事に要する費用がわかる見積書の写し

　(５)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

　（補助金の交付の決定）

第７条　市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を行い、観音寺市民間危険ブロック塀等撤去事業補助金交付決定通知書（様式第４号）により、申請者に通知するものとする。

２　市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要と認めるときは、交付決定に際し、条件を付することができる。

　（遵守事項）

第８条　申請者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

　(１)　この要綱で定める事項並びに補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件そ　の他法令等に基づく市長の指示に従うこと。

　(２)　善良な管理者の注意をもって事業（補助金の交付決定を受け行う撤去工事をいう。以下同じ。）を行うこと。

　(３)　補助金を事業以外の用途に使用しないこと。

　（変更等の承認の申請）

第９条　申請者は、事業の内容を変更する場合は、観音寺市民間危険ブロック塀等撤去事業補助金変更承認申請書（様式第５号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更（補助金の額の算定に関わる変更及び申請者の変更以外のものをいう。）については、この限りでない。

２　申請者は、事業を中止又は廃止する場合は、あらかじめ観音寺市民間危険ブロック塀等撤去事業補助金交付中止（廃止）承認申請書（様式第６号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

　（事業が期日までに完了しない場合等の報告）

第10条　申請者は、事業が交付決定に付された期日までに完了することができないと見込まれるとき、又は事業の遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

　（実績報告）

第11条　申請者は、事業を完了したときは、その日から起算して20日を経過した日又は当該事業に着手した日の属する年度の１月末日のいずれか早い日までに、観音寺市民間危険ブロック塀等撤去事業完了実績報告書（様式第７号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

　(１)　工事請負契約書又は注文書若しくは請書の写し

　(２)　撤去工事に要した費用の領収書の写し

　(３)　撤去状況写真（撤去前後及び撤去工事中の状況が確認できるもの）

　(４)　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

　（検査等）

第12条　市長は、必要があると認めるときは、職員に書類の検査をさせ、又は事業の執行状況について現地を検査させることができる。

　（額の確定）

第13条　市長は、第11条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、観音寺市民間危険ブロック塀等撤去事業補助金額の確定通知書（様式第８号）により申請者に通知するものとする。

　（交付の請求）

第14条　申請者は、前条の規定により補助金の額の確定通知を受けたときは、請求書（様式第９号）により、補助金の交付を市長に請求しなければならない。

　２　申請者が、前項の補助金交付の請求をするにあたり、その受領を危険ブロック塀等の撤去工事を施工する事業者に委任する場合には、前項の請求書に確定通知を受けた補助金の代理受領に係る委任状（様式第９号の２）を添付しなければならない。

（補助金の交付）

第15条　市長は、前条の規定による補助金の交付の請求があったときは、申請者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

　（交付決定の取消し）

第16条　市長は、申請者が次のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

　(１)　補助金を他の用途に使用したとき。

　(２)　不正の手段によって補助金の交付を受けたとき。

　(３)　交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

　(４)　交付決定の前に、撤去工事に着手したとき。

　(５)　この要綱及びこの要綱の規定に基づく市長の指示に違反したとき。

　(６)　事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

　(７)　事業の遂行ができないとき。

２　市長は、前項の規定により交付決定の取消しを行ったときは、速やかにその旨及びその理由を当該申請者に通知するものとする。

　（補助金の返還）

第17条　市長は、交付決定を取り消した場合において、事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その部分について交付した額の返還を命ずるものとする。

　（書類の保管）

第18条　申請者は、補助金の交付を受けた事業の実施状況等を明らかにするための書類その他必要となる図書を整備し、事業を完了し、又は中止若しくは廃止した日の属する年度の翌年度から起算して５年間保存しなければならない。

　（指導等）

第19条　市長は、事業の適正な執行を確保するため、申請者に対し、この要綱の施行のために必要な限度において指導、勧告又は助言をすることができる。

　（その他）

第20条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

　　　附　則

この要綱は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和４年３月28日告示第66号）

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

　　　附　則

　（施行期日）

１　この要綱は、令和５年７月21日から施行する。

　（経過措置）

２　改正後の観音寺市民間危険ブロック塀等撤去事業補助金交付要綱の規定は、令和５年７月21日以後に申請した補助金の交付について適用し、同日前に申請した補助金の交付については、なお従前の例による。

別表第１（第２条関係）

|  |
| --- |
| 補強コンクリートブロック造による塀 |
| 点検項目 | 点検内容 |
| １ | 高さ | 2.2ｍを超える。 |
| ２　 | 壁の厚さ　 | 高さ２ｍを超える塀で15cm未満である。 |
| 高さ２ｍ以下の塀で10cm未満である。 |
| ３　 | 鉄筋　 | 壁頂及び基礎は横方向に、壁の端部及び隅各部は縦方向に、それぞれ径９mm以上の鉄筋が入っていない。 |
| 壁内に径９mm以上の鉄筋が縦横80cm以内の間隔で配筋されていない。 |
| ４ | 控え壁（高さが1.2ｍを超える塀の場合） | 3.4ｍ以内ごとに鉄筋が入った控え壁が塀の高さの１/５以上突出していない。 |
| ５ | 基礎 | 丈が35cm以上で根入れ深さが30cm以上の鉄筋コンクリート造の基礎が無い。 |
| ６ | 傾きひび割れ | 全体的に傾いている又は１mm以上のひび割れがある。 |
| ７ | ぐらつき | 人の力で簡単にぐらつく。 |
| ８ | その他 | 塀が土留め壁を兼ねている又は玉石積み擁壁等の上にある。 |

別表第２（第２条関係）

|  |
| --- |
| 組積造による塀 |
| 点検項目 | 点検内容 |
| １ | 高さ | 1.2ｍを超える。 |
| ２ | 壁の厚さ | 各部分の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の１/10未満である。 |
| ３ | 控え壁 | ４ｍ以内ごとに壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出していない又は壁の長さが必要寸法の1.5倍以上でない。 |
| ４ | 基礎 | 根入れ深さが20cm以上の基礎が無い。 |
| ５ | 傾きひび割れ | 全体的に傾いている又は１mm以上のひび割れがある。 |
| ６ | ぐらつき | 人の力で簡単にぐらつく。 |
| ７ | その他 | 塀が土留め壁を兼ねている又は玉石積み擁壁等の上にある。 |